

京地裁総第 270 号

平成 31 年 4 月 26 日

山 中 理 司 様

京都地方裁判所長 小 西 義 博



司法行政文書開示通知書

3 月 27 日付け（同月 28 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

平成 30 年度管財人等協議会の協議結果要旨（片面で 11 枚）

2 開示の実施方法

写しの送付による。

(担当) 総務課 電話 075 (257) 9128

(31. 02. 01 京都地5民)

平成30年度管財人等協議会の協議結果要旨

第1 近時の倒産事件の状況

- 1 破産事件数の動向
- 2 民事再生事件数の動向

(裁判所提出)

第2 振り分け基準等の運用

- 1 平成30年4月1日以降申立ての破産事件における管財事件と同時廃止事件の手続選択について新しい運用が開始されたが、その後、同振り分けによって従前は同廃となったものが管財事件となったケースの有無、問題となったケースの紹介事例があればうかがいたい。あるいは、運用後に裁判所において気付いた留意点などがあればうかがいたい。

(管財人等提出)

2 管財事件と同時廃止事件の手続選択の運用変更と管財人業務

管財事件と同時廃止事件の手続選択等の運用変更により、管財人業務あるいは申立代理人の準備等に影響があったか。

(出題趣旨)

京都地裁において、平成30年4月1日より管財事件と同時廃止事件の手続選択等の運用を変更したが、これにより手続選択に影響があったと思われることがあれば紹介いただき、運用変更による事件動向への影響について協議したい。また、それを踏まえて、申立代理人による準備、管財業務のあり方、破産管財人と申立代理人との役割分担等に対する影響や問題点と、その改善の方向性について協議したい。

(裁判所提出)

提出者（管財人等）からの補足説明

担当した管財事件で、4か月分を一括で支払われる児童手当について、複数月分の支払分を1か月分扱いに引直計算するべきところを、それがなされずに全額入金されたものを記載したというケースがあり、申立代理人がこの振り分け基準を理解しておらず、弁護士会にまだ浸透していないのではということで出題した。

裁判所からの説明

平成30年4月1日以降の運用開始により、以前は同時廃止となったものが管財事件となったケース、例えば現金及び申立て直前の年金・給与を原資とする普通預金及び通常貯金の合計額が50万円以上99万円以下であり、それを理由に同時廃止申立て事件を管財事件に移行したケースは、見当たらない。また、新しい財産基準により管財移行が問題となったケースも無かったと思われる。

なお、5万円未満の現金の記載を不要としている従前の財産目録をそのまま使用するなど、運用開始自体を認識しておられないと思われる申立てや、金額の多寡にかかわらず手持ち現金額を記載する必要のある新しい財産目録の書式を使いつつも現金の金額を0円と記載するなど、新しい運用の趣旨を理解されておられない可能性のある申立てが一定数あるが、そのような事件においても特に新しい財産基準によって管財移行が問題となった例はない。

支部においても、問題となった事例は無い。

第3 破産管財人候補者の育成の現状と課題

破産管財人候補者を育成していくためのあい路は何か。また、継続的かつ安定的に、様々な事件に対応できる破産管財人候補者の給源を確保するためにどのような方策が考えられるか。

(出題趣旨)

京都地裁では、破産管財人希望者向けの研修を実施し、アンケート結果を参考に管財人候補者として登録し、順次、事件処理による経験を積んでいただく運用をしている。しかし、管財人を希望する若手弁護士が増えており、早期に希望者に対して事件処理を依頼することが難しく、若手管財人候補者の育成も順調とはいえない状況である。そのような中で、破産事件の新受件数が増加に転じた場合や大型事件、複雑・困難事件が係属した場合に適正・迅速に対応することができる破産管財人の給源は必要であり、若手・中堅の破産管財人の育成は重要な課題であると思われる。これまで協議会において議論されてきたが、育成制度の更なる充実や候補者層の拡大を図るため、更に協議を重ねたい。

(裁判所提出)

協議員（管財人等）からの意見

若手管財人と中堅管財人の育成においてはステージを異にするものと考える。

京都弁護士会民事委員会では、若手管財人の育成については定期的な研修を実施し、中堅管財人の育成については今年度、京都弁護士会以外の管財人を講師として中堅管財人研修を実施し、今後も同様に取り組みたいと考えている。

個人的な意見としては、若手管財人に関しては、管財人マニュアルが整備されており各種書籍もあるので、それなりに処理はできるものと思うので、育成のニーズはあるもののそれほど心配はないのではなかろうか。

それに対して、中堅管財人候補者については、事件に触れて経験することが重要ではあるものの機会が少ないという問題がある。OJTが必要との意見もあるが、同民事委員会では費用対効果の点から対応しておらず、一人の管財人の経験を多数の管財人に伝える場を構築するようにと考えている。全国各地でOJTを実施しているが、中堅管財人が育っているとは聞かないし、京都においても検討はしたが、1対少数では効率が悪いということもあって話しが進まなかった。

裁判所からの説明

若手管財人候補者に、順次、異時廃止見込みの規模の大きくない事件の破産管財人を担当していただき、経験に応じて複雑な事件をお願いする方針に変わりはないが、そのような事件の件数に比して新たに管財人を希望する若手弁護士の方が増えており、ステップアップに時間を要してしまうのが現状である。具体的には、1件目の事件は、比較的困難な事情のない事案を中心に配てんするようになっていることもあり、現段階では66期の方に配てんできるようになってきたものの、67期の方には配てんできない状況にある。

また、ステップアップにつながるような配当事件を依頼する場合、指導的な立場の管財人候補者が同じ事務所に所属する若手管財人候補者には、早い段階で依頼する傾向もある。単独の事務所の若手管財人候補者であっても、後方的支援が期待できるシステムがあれば、前者と同様に速やかに中堅管財人につながるような事件を依頼できると考える。また、大型事件については、管財人代理の選任等を考慮する必要もあり、ベテラン管財人候補者が所属する大規模な事務

所に依頼することになってしまう、複数の事務所で連携できるのであれば同様に依頼できるのではないか。OJT制度以外にも、後方支援のシステムや事務所の連携をとおしてこの育成の課題を検討していくのはどうであろうか。

もとより、事務所の垣根を越えた管財人としての育成やノウハウの継承にはあい路があることは承知しているが、限られた事件数の中で標準的な管財人としてのスキルやノウハウの取得の方策として、経験のある弁護士の指導を受けたり、一つの事件について複数の弁護士が経験を積んだりするような、限られた事件数の中で取り得る方策について、今後も引き続き協議していくと考えている。また、管財人代理として若手弁護士を起用するなどの場合には、基本的に認めたいと考えているので、事件ごとに相談されたい。

協議員（管財人等）からの意見

- ・複数の単独事務所が合同で大型事件に対応するとしたリストを裁判所に提出したことがあったが、リストによる選任がなされることはなかった。対応されるのであれば、リストを再度提出することは可能である。

- ・管財人代理の許可に基準はあるのか。以前に難しいと言われたことがあった。

裁判所からの説明

特に基準は設けていないので、個別で相談されたい。広く認めたいと考えている。

今後も継続的に検討していきたいと考える。

第4 個人再生事件における裁判所と個人再生委員との協働

1 個人再生委員はどのようなケースで選任されるのか。また、裁判所が再生委員に対して求めるここと、過去のケースにおいて再生委員にもう少しこうして欲しかったといった事柄があればうかがいたい。

(管財人等提出)

2 民事再生法223条2項で個人再生委員の職務として、①再生債務者の財産及び収入状況の調査すること、②再生債権の評価に関し裁判所を補助すること、③再生債務者が適正な再生計画案を作成するために必要な勧告をすることが定められているが、適正迅速に進行を進めるためには、裁判所と個人再生委員との間で具体的にどのような点について相互に情報等を共有すればよいであろうか（特に①について）。

（出題趣旨）

最近、弁護士が代理人として受任し申立てる事件においても、申立書の記載が不十分であったり、添付資料が不足していることによる開始未了の事件が増加しているように見受けられ、詳細な補正の事務連絡を送付しても、期限までに回答が提出されなかつたり、提出されたとしても内容が不十分なものが多い。裁判所としては、債務者側の費用負担を少なくするためになるべく代理人からの補正で開始できるように努力しているところであるが、代理人から、十分な回答がなされず、いたずらに手続を遅延させるような事案があるところ、このように、再生債務者の財産状況や履行可能性等について、第三者の立場からの調査や助言が必要と考えられる場合などには、個人再生委員を選任し、意見書の提出を受け、手続進行を図っているのが実情である。この機会を通じて、今後の参考となるように、裁判所側と弁護士会側で忌憚のない意見を交換していただければと考え、出題した。

(裁判所提出)

裁判所からの説明

民事再生法223条2項は、個人再生委員の職務としては、財産及び収入の状況の調査（1号、以下「調査事務」という。）、再生債権の評価（2号）、適正な再生計画案を作成するため必要な勧告（3号、以下「勧告事務」という。）と定めている。このうち、再生債権の評価のために個人再生委員を選任するに至った事例はほとんどない。

個人再生手続は、再生債務者が自らの責任で再生しようとするいわゆるDIP型の倒産手続であり、弁護士が申立代理人として手続に関与する場合も、当然自らの責任で手続を進めることが期待されている。もっとも、最近の個人再生事件の処理において、一点は、最低弁済額について、もう一点は履行可能性の存否について、問題となる事例が増えている。

最低弁済額については、小規模個人再生においては負債額ベースなのか清算価値ベースなのか、給与所得者等個人再生においてはこれらに加えて可処分所得者ベースなのかが重要な判断材料となる。申立代理人においては、債務者本人から聴取した事項もさることながら、提出された資料をもとに清算価値がいくらになるかを確認することが重要である。再生債務者は、債権者に対し、公平誠実義務を負うが、弁護士である申立代理人は、再生債務者に対し、公平誠実義務について十分に説明して理解させ、清算価値を算定することが期待されていると考えられる。ところが、申し立てられた事件の中には、清算価値の把握が必ずしも十分とは思われないような事例が散見されるのが実情である。裁判所としてできる限り任意の補正を促して事件処理を行っているが、補正内容が不十分であったり、補正に応じてこないなどの場合には、多くの事件で管財人をされているなど倒産手続の経験・知識が豊富な弁護士の方や個人再生の申立て経験が豊富な弁護士の方に個人再生委員に就任してもらい債務者の財産を調査し報告を依頼している。実際に、否認権行使の可否について詳しく調査された結果、清算価値が大幅に上がった例もあった。

次に履行可能性の存否についてであるが、申立代理人として受任し、各債権者に対して受任通知を発送して総債権者への支払を停止した後は、履行可能性を確保できるように家計の見直しを行った上、履行テストとして毎月の弁済額に見合う金額の積み立てを指示することが期待されているところではある。しかしながら、申し立てられた事件に添付されている家計収支表を見ると、弁護士費用等の手続開始後には不要となると考えられる支出を除いても支出が収入を上回るような場合や、収支のバランスが取れていたとしても外食や交際費等に多額の出費がなされて全く積み立てできていないなど、債務者本人への指示がなかったり、あっても不十分であったりするような事例が散見される。個人再生では、再生債務者本人が、浪費しても手続に影響がないと勘違いして、履行可能性の判断に影響があることまで思い至らないことが多く、このような本人を指導できない申立代理人が一定存在することが窺われる、このような場合は個人再生委員を付けることを検討せざるを得ない。また、個人事業主の場合には、事業と家計との区別が曖昧で全く履行可能性の判断ができないこともあった。このような場合にも、任意の補正を促して事件処理を行っているが、先に述べた理由から個人再生委員を選任して債務者の収入状況を調査し履行可能性の有無について報告を求めており、個人事業主の場合には、申立代理人が事業の実態を十分に調査・把握していないことがあるため、個人再生委員を選任して手続を進めている事案が増えてきている実情にある。

このように、裁判所が個人再生委員に対して求めることの大半は、調査事務及び勧告事務であり、裁判所としては、個人再生委員として選任する際、なるべく個人再生委員として求めたい事務を明確にするようしており、おおむねその目的を果たしていると理解している。

もっとも、無償行為否認がうかがわれるような事案で、個人再生委員を選任したが、裁判所からの指摘に対する報告がない、あったとしても不十分・矛盾するなどして更なる調査を要する事案があった。また、履行可能性が問題となる事案において、再生債務者が十分に必要な報告をしないため、履行可能性の判断に必要な調査について、個人再生委員と協議をして必要な調査を行う必要が生じた事案があった。

裁判所としては、今後も、必要に応じて個人再生委員を選任して手続を進行させていくことを考えている。個人再生委員には、倒産事件の経験のないあるいは経験の乏しい申立代理人に対する指導を期待しているところであり、これによって弁護士会全体としての倒産事件に対する知識・スキル向上に寄与できればと考えている。また、なるべく個人再生委員を選任する際、個人再生委員として求めたい事務を明確にするようしているものの、個人再生委員の調査事務及び勧告事務は、法律上も制限がないことや、必要に応じて選任しているという当庁の運用の実情もあり、その事務の定型化が困難であるため、その具体的な内容は、それぞれの事件に応じて変わる。

そこで、個人再生委員の調査等の事務が効果的に行われるために、個人再生委員就任の依頼の折は、担当裁判官及び担当書記官と面談等を行い事案に関する情報等を十分に共有し調査等の事務の方向性を見出すとともに、就任後に調査等で見つかった問題点等についても、相談メモを利用するなどのほか、個人再生委員の報酬面についても事案に応じて予納額を定めるなどして、裁判所としての早急な対応を考えているが、この機会に意見交換を通じて、今後、個人再生委員を選任した場合に、円滑な認識の共有を図る方策について検討していきたいと考える。

提出者からの意見

かつては司法書士関与事件に個人再生委員を付け、弁護士申立てには付けないとの運用であつたようだが、現在の運用は必ずしもそうではないように思われる。実際は、どのようなケースで個人再生委員を選任されているのか。また、個人再生委員は管財人と違ってマニュアル等がなくてノウハウの蓄積が難しく、個人再生委員に選任されても裁判所側のニーズを把握するのが難しく感じたことがある。

裁判所からの説明

申立ての内容が不十分な事案について裁判所からの指摘に対してレスポンスが悪い時に選任しているというのが大まかな印象である。

協議員（管財人等）からの意見

・個人再生委員に選任されたが、申立代理人からなかなか補正書面が出なくて困ったことがある。再生債務者本人と面談すると問い合わせ等に対して直ぐに動くタイプのようだったので、補正の指示等を弁護士を飛ばして直接申立本人に対してできないか裁判所に聞いてみたところ消極的な意見だった。結局、この事案については申立却下で終わってしまった。個人再生委員は管財人と違って調査権限がどこまでいけるのか手探りのところがある。

・個人再生委員の主な職務は、民事再生法223条2項1号に規定されているように財産及び収入状況の調査であって、財産の調査については清算価値及び最低弁済額の調査、収入状況の調査については履行可能性の調査であると捉えている。具体的には、再生債務者と面談して上記の調査を行い開始決定相当か否かにつき裁判所に報告書を提出することが個人再生委員の職務である。債務者と面談した時に履行可能性に問題が多いことがあり、再生債務者本人もこのときに初めて気づく人が多く、それまでに代理人の方から収支改善の指導がされていないようである。個人再生委員として指摘して収支が改善されたこともある。また、財産の調査に関しては、書面で

細かく指示し適切な回答がないと開始決定ができないことを強調すれば、ちゃんとして回答が返ってくることが多い。さらに223条8項で個人再生委員の調査権限として債務者の帳簿、書類等の調査権限がある旨を伝えれば、申立代理人の方で帳簿類を調査してくれている。個人再生委員に選任されたら、裁判所が審査段階で気になった点を伝えてもらうようにしている。最後に報告書の提出期限が1か月とされていることが多いが、履行可能性の判断のために事業収支も含めてどのように収支が改善されるか見極めたいので最低でも2か月はほしいと思っている。

裁判所からの質問

再生債務者等との面談時の取扱いとして、申立代理人を同席させるかなどはどのようにされているか。

協議員（管財人等）からの意見

面談時には申立代理人に来てもらっている。その他も、なるべく申立代理人を利用するようになっている。具体的に指示を出せばきちんと回答が返ってきてている。

裁判所からの説明

面談時に再生債務者本人や代理人との間で何かうまくいかないことがあれば、裁判所としても対応してうまく行くようにしていきたいと考えている。

第5 破産事件処理の諸問題

- 1 消費税等税務申告をする必要がある場合において、例えば、破産法人について、破産前からの申告担当税理士を利用する場合、どの程度まで破産財団から申告手続費用を出しうるか。（抽象的にでも）また、上限額や一定の基準というものがあればうかがいたいと考え、出題した。

（管財人等提出）

提出者からの補足説明

消費税等の申告は法律上義務であることを前提に、財団が乏しい事案、例えば申立予納金最低額である20万円プラスアルファ程度しか財団が確保できない事案では、どこまで法律上の義務を尽くすか悩むことが多い。法人事案で会社の従前の税理士等に依頼する必要がある事案も多く良心的に対応してもらえる場合もあるが、税理士費用によっては20万円を割り込む場合もある。そのような場合、申告をしないことについて、例えば20万円を割り込むのが一つの基準になることも考えられるが、そのような基準を言っていただければありがたい。なお、税務署の職員に財団が乏しい場合の申告について一度相談したことがあるが、個人的意見として申告はしなくてよい、と言ってもらえたことはある。

裁判所からの説明

消費税等税務申告をする必要があり申告手続を税理士に委任した場合は、その報酬は財団債権となる。当庁においては、破産手続開始決定において、財団債権の承認（78条2項13号）については裁判所の許可を要しない行為としている。しかしながら、100万円を越える場合には破産裁判所の許可を要するとしている破産法78条3項1号、破産規則25条の趣旨に照らして、100万円を越える報酬支払時には裁判所に許可を求めていただきたいと考えている。もつとも、これ以外に税理士報酬について特段の取扱いは定めていない。

もとより、破産財団が十分でなく、破産会社の経理書類等も十分でない中での申告手続となり、また、破産前からの申告担当税理士は未払報酬があるなどして報酬面の交渉も含め、協力を

求めることに苦労をされているものと思われるが、財団規模等を考慮しながら、報酬額を定めた場合、破産裁判所としても破産管財人のご判断を尊重することになると思われる。

事案ごとにケースバイケースになると思われる所以、迷われたときは相談されたい。また、管財人としての工夫例、苦労した事例があれば紹介いただきたい。

協議員（管財人等）からの意見

異時廃止事案では、出題者の言われるとおり申告までは行なわないことが多い。ただし、財団債権として消費税の支払ができる場合は、その前提として消費税の申告をする必要があるので行っている。

2 未払賃金立替払請求について

（弁護士側に対する質問）

破産管財人の立場で、未払賃金立替払制度を利用する事案において、基礎資料の収集や、請求書兼証明書の作成または従業員からの取りまとめ等に関し、申立代理人との協働や労働者健康安全機構との調整等、工夫されている点があればうかがいたい。

（裁判所に対する質問）

管財人報酬を決定するにあたり、破産管財人において未払賃金立替払制度を利用し労働者の救済に尽力した点は考慮要素とされているかうかがいたい。

（管財人等提出）

提出者からの補足説明

（弁護士側に対する質問について）

未払賃金立替制度は、労働者救済の観点から、管財事件の初動のタイミングから動く必要がある。特に管財業務の経験豊富な弁護士に対し、過去の経験から、工夫点や、申立代理人に対して求めることをお聞きしたい。

（裁判所に対する質問について）

同制度は、裁判所から見えづらい制度だとは思うが、管財人においては相応の業務負担があるので、管財人報酬に考慮してもらっているのか知りたい。

裁判所からの説明

破産管財人の報酬を定めるに当たっては、その職務と責任にふさわしい額を定めなければならず（破産規則27条）、その形成された財団の規模、破産管財人の作業内容、その難易度、迅速性、職務遂行の適切さや財団増殖への寄与等、様々な事情を考慮して決定することとされる（破産事件における書記官事務の研究—法人管財事件を中心として—264頁）。より具体的には、①破産管財事務の難易、②破産管財人の職務の勤続及び事務処理に対する技量の優劣、③管財業務の迅速性、④破産管財業務が破産管財人である弁護士の本来の業務に与えた影響、⑤破産管財人の員数、⑥配当額と報酬額及び配当率と報酬率との各權衡、⑦報酬決定当時の物価水準、公務員及び民間企業従業員の給料ベースその他一般社会経済上の状態、⑧その他の事情であり、裁判所は、破産終結の種類（配当による終結か、異時廃止か、同意廃止か）、収集財団・配当財団の価額を收支計算書、財産目録から把握し、その際、簡単に入手した財産と入手に相当の労力を要した財産とで評価を変えつつ、一定の標準率を乗じて標準的報酬額を算出し、それに上記①ないし⑧の考慮要素を考慮して修正を加えて、報酬金額を決定するのが一般的な方法であるとされる（新基本法コンメンタール破産法p201）。

当庁の破産マニュアル（第2章「申立代理人マニュアル」の第1の5(2)）では、未払賃金立替払制度を利用する場合、従業員に対して労働債権の額（未払給料及び退職金の額）を明示する事務は、本来管財人が行うべき換価業務とは性質を異にするため、明渡業務と同様、申立代理人が代表者や申立人担当者に指示した上、開始決定までに確実に手続あるいはその準備を進めておくことが望ましいと記載して、原則として申立代理人において準備すべきこととしている。しかし、実際には、申立代理人の準備が不足している場合や、開始決定後に立替払制度を利用する必要性が生じた場合もあるし、そうでなくとも、破産管財人が証明権者である以上、各労働者について、資料の準備やそれらに基づく未払給料及び退職金の額の計算をすることになり、特に労働者の数が多い場合などにおいては相応の苦労を要するものと考えられる。

これらの事務は、破産財団の増殖に直結するものではないものの、労働問題の処理解決のために相応の労力をかけた場合であるから、管財人報酬額を増額させる要素として考慮している。ただ、未払賃金立替払制度の利用予定の有無によって予納金に差を設けているものではないため、収集した破産財団が少なく、異時廃止となる事案においては、結果として増額することができないことがあり得る。

協議員（管財人等）からの意見

- ・会社の破産にあたり、申立代理人としては、未払賃金立替制度の利用については予想できることである。申立代理人側で、可能な限り準備をするべきであり、破産管財人に丸投げするような態度を排する形で教育していただければと思う。
- ・理想としては、申立代理人側で、資料を含め、ほとんど準備していただいた方がありがたいが、駆け込み的な申立については、申立代理人と管財人とで協力してやるしかないと思う。
- ・実際には、申立代理人が予め未払賃金立替制度のための準備をしていることはほとんどない。申立代理人側の意識は薄く、データすら渡してもらえないこともある。同制度の利用については、誰かがやってくださいというような振られ方になっており、役割がはっきりしていないことが問題だと思う。
- ・本来は、労務担当者の従業員がいる段階で、申立代理人が資料等を収集しておくことが理想だが、労務担当者と連絡をとれるようにし、最低限、賃金台帳などの資料は引き継いでほしい。
- ・研修等を通じて、周知していただけるとありがたい。

裁判所からの説明

- ・以前、申立代理人が未払賃金立替制度について意識していないケースがあり、申立代理人と管財人候補者と裁判所の三者で面談をして、準備をして開始したことがある。裁判所は引継ぎ資料を見ないので、不足する資料があれば、早い段階で裁判所に知らせていただき、裁判所を使って申立代理人に資料の引継ぎを促すのも一つの方法であると思われる。

3 破産者が大手企業に勤めている場合、確定拠出年金法32条、確定給付企業年金法34条により年金受給権及び脱退一時金が全額差押禁止財産の扱いとなる事例があった。換価業務において、このような特別法による換価制限のある財産で留意すべきものがあればうかがいたい。

（管財人等提出）

提出者からの補足説明

このような特別法において、見落としがちな制限を、知識として教えていただきたい。

裁判所からの説明

特別法による差押禁止財産の種類については、東京地裁民事執行センター実務研究会編著「民事執行の実務—債権執行編（上）〔第4版〕」221頁～222頁に詳しく列挙されている。これらは、本来的自由財産であり、換価の対象にならない。

留意するものとしては、破産者の財産中に保険の解約返戻金がある場合、解除した上で解約返戻金を破産財団に組み入れることになるが、小規模事業の事業主などの個人が契約者となる小規模企業共済の解約返戻金請求権や、法人を含む中小企業者が契約した中小企業退職金共済における退職金受給者の解約返戻金請求権（契約者ではなく被共済者である退職金受給者に帰属する。）は、差押禁止財産であるため、各共済契約を解約する必要はない。また、簡易生命保険の還付金請求権のうち、平成3年3月31日以前に効力を生じたもので、自然人が契約者であるものについては、差押禁止財産であり破産財団を構成しないが、法人が契約者であるものについては破産財団に帰属し、また、同年4月1日以後に効力が生じたものについては自然人が契約者であっても破産財団を構成する。

4 ローンが組まれた自動車の引渡し、申立前の引渡しに対する否認権行使の要否

最高裁平成22年6月4日判決（民集64巻4号1107頁）では、所有者登録なくローン会社による留保所有権の実行が認められなかった。この判決を受けローン会社は、様々な法形式による約款の変更を行っているようであり、知る限りにおいては、①ローン会社が連帯保証人となり、販売代金を弁済することで法定代位により所有者登録なく留保所有権を実行する方法、②債権譲渡の方式により所有者登録なく留保所有権を実行する方法がある。このうち①は最高裁平成29年12月7日判決（民集71巻10号1925頁）でローン会社の主張が認められているが、②については調べた限り、先例はなく、文献でも見解がわかっている。そこで②の法形式の場合についての京都地裁の見解をお聞きしたい。

また、京都地裁の知る別の法形式もあるなら、その構成及びそれに対する見解をお聞きしたい。

（管財人等提出）

提出者からの補足説明

基本的に、協議問題に記載のとおりである。所有権留保付きの自動車の処理方法については、京都地裁の破産マニュアル（第4章「破産管財人マニュアル」の第5の4¹⁰）において、平成2年6月4日判例に言及した上の記載があるが、その後新たな裁判例が出るなどしていることから、現在の裁判所の見解を知りたい。

裁判所からの説明

従前の裁判例においては、①信販会社（ローン会社）が自動車購入代金等を最初に一括立替払いし、購入者が信販会社に対して立替金と手数料を分割支払していく方式（「立替方式」）と、②信販会社が購入者の割賦代金の集金を受託しつつ、当該債務を保証する方式（「集金保証方式」）の2つの法形式があった。また、裁判例は見当たらないが、出題にあるように③債権譲渡の法形式も用いられている（「債権譲渡方式」）。上記①～③以外の法形式のものは、京都地裁では例がないようである。

平成29年12月7日の最高裁判決は、②集金保証方式の事案であり、留保所有権の被担保債権である売買代金残額を保証債務の履行として支払った信販会社は、自己の所有権登録なしで、留保所有権を別除権として実行できると判断した（信販会社の勝訴）。その理由として、保証人

は、弁済によって販売会社の購入者に対する売買代金債権及び留保所有権を法定代理で法律上当然に取得することなどを挙げている。

販売会社の購入者に対する債権が債権譲渡によって信販会社に移転した場合には、随伴性によって留保所有権は当然に信販会社に移転するので、平成29年最判の趣旨を踏まえると、法定代理と同様に、信販会社は自己の所有権登録なしで破産管財人に対抗することができると解される。従って、③債権譲渡方式の約款の場合にも、信販会社の留保所有権に基づく主張が認められるケースはあると考えている。

しかし、いずれの法形式においても、結論を決めるためには、販売会社、信販会社、購入者の三者間の契約書（約款）の具体的な中身を検討する必要がある。その際には、昨年の協議会でコメントさせていただいたように、販売会社が有していた留保所有権と信販会社が有している留保所有権の被担保債権の異同が重要なポイントとなる。約款において、これらが異なる旨の約定がある場合、信販会社が留保所有権を主張できるか及び被担保債権の範囲が問題になると思われる。

このような点について、管財人において検討いただき、それを踏まえて否認権の行使や信販会との交渉などの具体的な対応を事案ごとに相談いただく必要があると考えている。新たな類型や微妙な事案等が生じた場合についてはその都度相談いただければと考えている。

5 交通事故に基づく慰謝料請求権の取扱い（自由財産の拡張を認めるか）について

判例の立場からすると、金額の確定した慰謝料請求権は債務の履行を残すだけであり、行使上的一身専属性はなくなり、一身専属性を失った慰謝料請求権は破産財団に帰属する。とはいえ、慰謝料は、被害者の人格的価値の毀損に対する損害の補填であるから、その全てを破産財団に帰属させるのは妥当ではなく、かなりの割合で自由財産の拡張を認めるべきであるとする考え方がある（破産実務Q&A200問91頁）。自賠責の直接請求が認められる範囲については、自由財産の拡張を認めることが相当と考えているが、さらにそれを超えて自由財産の拡張を認めるべきか。また、入通院期間に応じた保険金の出る傷害保険の保険金請求権も類似の性格を持つと考えられるが、自由財産の拡張を認めるべきかなどについて、協議したい。

（管財人等提出）

提出者からの補足説明

任意保険で十分回収できるのであればともかく、そうでない事案において、金額の確定した慰謝料請求権が財団に入ってしまうと人格的価値の毀損に対する補填ができないとして、自由財産拡張を認めることも考えられるのではないかと考えた。また、当面症状固定しない事件で慰謝料でしか財団の回収ができない事案では、症状固定を待つことと破産事件の処理が遅れることになるが、果たしてそれはどうなのかという疑問もあり出題した。

裁判所からの説明

交通事故による慰謝料として、①入通院慰謝料と②後遺障害慰謝料が考えられ、それについて、自由財産拡張の範囲や対象財産を検討する必要があるが、この点各裁判官の見解が必ずしも一致するわけではなく、裁判所として明確な方針を出すことは困難な状況である。

なお、自由財産拡張の範囲については、破産者の生活の状況、破産者が既に保有している自由財産の種類と額、破産者が収入を得る見込みなどを考慮し、必ずしも99万円を上限としなくともよいと考えられるが、文献（東京地裁の破産・民事再生の実務（破産編）381頁）によれ

ば、拡張額は多くて数百万円となっており、仮に拡張するとしても一定の限度があるようと思われる。

協議員（管財人等）からの意見

仮に、私自身が破産しそうな弁護士だったら、免責決定が出たとき慰謝料だけ訴訟提起することになるのかなど、翻って考えると、自由財産の拡張を認めた方が良いのではというのが個人的な感覚である。

裁判所からの説明

破産開始前に慰謝料を受け取っていた場合、治療費等ならともかく、慰謝料を債務の弁済に充てることはその趣旨に反するのか。事業主で自分の事業が苦しければ弁済に充てるのではないか。という疑問はある。

協議員（管財人等）からの意見

自由財産拡張について、労災も同じ議論になるのであろうか。労災の慰謝料についても、体に障害が出て今後も障害の影響が出る場合がある一方で、ひどいパワハラ等で嫌な思いをした対価という慰謝料では体が動かないという場合ではないので、それらで違いが生じるのか意見を伺いたい。

裁判所からの説明

金額の確定した慰謝料請求権は破産財団に帰属するということについて最高裁の判例は、名誉毀損の慰謝料請求権が破産財団に帰属するというものである。破産手続開始後に金額確定した慰謝料は財団に入るとなると、広い射程範囲があるので、それを回避できるのかというと疑問がある。

先ほどの後遺障害のケースでは、苦しい状況が続くわけで、それが配当相当かというと問題提起がなされている。慰謝料の按分方法として、例えば期間に分けて、破産手続後の期間に相当する分は財団組入れをさせないなどの議論がされている状況にある。

以上